

平成26年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

平成26年7月から平成27年3月まで

(2) 一般指導監査

実地監査(調査)

平成26年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

区 分	所管法人 ・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件 数
社会福祉法人	52	30	30	100.0	108
一般法人	35	16	16	100.0	61
保育所のみ法人	16	14	14	100.0	47
社会福祉協議会	1	0	0	-	0
児童福祉施設等	80	80	41	51.3	94
認可保育所(公設公営)	11	11	5	45.5	5
" (公設民営)	5	5	1	20.0	1
" (私立)	55	55	34	61.8	86
認可外保育所(事業所内)	7	7	0	0.0	0
" (事業所内以外)	2	2	1	50.0	2
老人福祉施設等	26	9	5	55.6	27
養護老人ホーム	2	1	0	0.0	0
軽費老人ホーム	6	3	0	0.0	0
有料老人ホーム(住宅型)	18	5	5	100.0	27
合 計	158	119	76	63.9	229

※所管法人・施設数は、H26.4.1現在

(3) 特別監査(調査)

3社会福祉法人(保育所含む)について実施した。

(4) 指導監査の実施体制

松江市健康福祉部監査指導課職員が実施

(5) 指導監査における留意事項(実施方針)

平成26年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守並びに内部統制の確立による適正な法人運営、施設経営の確保
- ②入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①特別監査

上記のとおり、3法人に対して特別監査を実施し、実態解明を行った。特別監査を実施した3法人について、是正改善を要する事項について1ヶ月の期限を付して、改善状況(改善計画)の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図っていく。

②一般監査(調査)

○社会福祉法人

特別監査実施法人を除き、特に法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、法人運営の確認のほか、適正な会計処理について重点的に指導を行った。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

○児童福祉施設等(保育所)

特別監査実施施設を除き、特に施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準や運営費の経理等の確認のほか、安全管理や衛生管理について重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

○老人福祉施設等

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

③社会福祉法人等に対する研修の実施による指導

○社会福祉法人指導監査説明会に合わせ、実務研修会を実施した。

(7) 平成26年度の主な指摘事項

①社会福祉法人

○役員改選関係書類の内容に不備がある。

○報酬額(費用弁償額)について、規程と支給実態とが乖離している。また、施設内で開催された理事会等であるにもかかわらず、当該施設に勤務する理事、評議員に費用弁償がされている。

○就業規則、給与規程が労働基準法等関係法令に基づいた内容となっていない。また、実態と乖離している。

○就業規則(給与規程・旅費規程等)に基づき基本給・手当の支給等が適正に運用されていない。

○自動更新条項のある契約について、法人内部での更新手続きがされていない。

○契約にあたって、事前に必要事項が記載された何文書により理事長又は契約担当者の承認を得ていない。

②児童福祉施設等(保育所)

○職員の配置基準を充足していない。

○玄関、園庭フェンスが施錠されていない等、安全管理対策が不十分である。

○危険な場所に囲障(フェンス・柵等)を設置していない。

○事故発生時の市への報告がされていない。

○消火及び避難に対する訓練を実施していない月がある。

○非常災害に関する計画に風水害への対応が定められていない。

○運営費の経理が適切に行われていない。

③老人福祉施設等

○避難訓練等(夜間想定)を定期的を実施していない。

○運営懇談会の設置がされていない。

○預り金について、管理規程等が定められていない。

○職員に対し定期的に研修が実施されていない。

○他事業所との兼務職員について勤務時間が明確にされていない。

○職員の健康診断が定期的を実施されていない。

2. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

平成26年7月から平成27年3月まで

(2) 指導

① 実地指導

区 分	所管施設 ・事業所数	実地指導 及び監査	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件 数
介護保険施設	24	9	4	44.4	11
介護老人福祉施設	17	7	4	57.1	11
介護老人保健施設	7	2	0	0.0	0
居宅サービス事業所	332	77	55	71.4	227
訪問介護	59	16	13	81.3	76
訪問入浴介護	2	0	0	-	0
訪問看護	20	7	6	85.7	20
訪問リハビリテーション	4	0	0	-	-
通所介護	84	21	17	81.0	68
通所リハビリテーション	13	2	1	50.0	4
居宅介護支援	71	17	9	52.9	21
福祉用具貸与	22	5	4	80.0	18
福祉用具販売	21	5	4	80.0	18
短期入所者生活介護	18	1	0	0.0	0
短期入所者療養介護	10	0	0	-	-
特定施設入居者生活介護	8	3	1	33.3	2
合 計	356	86	59	68.6	238

※所管施設・事業所数は、H26.4.1現在(介護予防事業所を除く)

② 集団指導

全事業所を対象に実施

(3) 監査

1 法人 (3 事業所) について実施した。

(4) 指導及び監査の実施体制

松江市健康福祉部監査指導課職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

平成26年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ② 保険給付の適正化
- ③ 利用者の自立支援並びに尊厳の保持を念頭にいた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

① 実地指導

○ 介護保険施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。なお、指導に当たっては、各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取組み、ケアプランを中心とした一連のサービス提供及び認知症ケアに対する理解について、重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

○居宅サービス事業所

事業所運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、実地指導を行った際に、サービス提供記録等の挙証資料が十分でなく、報酬返還を行った事例があった。なお、指導に当たっては、人員及び設備運営基準について重点的に確認を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

②集団指導

介護保険制度の理解（制度改正）を目的に集団指導を実施した。

③監査

上記のとおり、1法人（3事業所）について監査を実施した。報酬請求等に関する不正行為は確認されなかったが、サービス提供記録の誤り、業務実施に必要な手続きの不備などの事例が確認された。

(7) 平成26年度の主な指摘事項

①介護保険施設

- 兼務のある職員のそれぞれの業務、勤務時間が、勤務表上で区分されていない。
- 提供するサービスの質の自己評価を行っていない。
- 各種加算の算定に当たって、算定要件を確認する挙証資料が不十分なものがある。

②居宅サービス事業所

- 個別サービス計画（訪問介護計画や通所介護計画等）について、その実施状況や評価の利用者・家族に対する説明が行われていない。
- 利用者又はその家族の秘密保持のために、罰則規定等を盛り込んだ必要な措置がとられていない。
- 各種マニュアルについて、整備及び見直しがされていない。
- 発行する領収証に医療費控除の対象となる額が適切に記載されていない。
- 提供するサービスの質の自己評価を行っていない。
- 職員の資質の向上のための研修の機会が確保されていない。
- 事業ごとに会計が区分されていない。
- 居宅サービス計画の長期目標と短期目標の期間が適切に設定されていない。
- 各種加算の算定に当たって、算定要件を適切に満たしていない。
- 介護職員処遇改善加算について、全ての介護職員に処遇改善計画の内容等が周知されていない。

(8) その他(良好事例等)

- 提供するサービスの質の自己評価について、オリジナルの自己評価シートを作成し、個人ごとにグラフ化する方法などにより評価を行っている。[通所リハビリ]
- 入浴後もバイタルチェックを実施したり、各種記録についてそれぞれ記載した担当者を記入するようにしている。[通所リハビリ]
- 利用者の状況確認時に、詳細な自宅の見取り図を作成している。[居宅介護支援]